

平成23年3月14日

「東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置」への
対応について

社団法人 第二地方銀行協会
会 長 小 島 信 夫

この度、発生した「東北地方太平洋沖地震」においては、東北地方を中心として広い範囲で大きな被害が発生しており、お亡くなりになられた方々に対して衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。

こうした極めて深刻な事態に鑑み、今般、自見内閣府特命担当大臣（金融）、白川日本銀行総裁の連名により、当協会に対して、地震の被災者の方々への適切な対応を求める「東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置」に係る要請がありました。

これを受けて、当協会としては、①預金通帳、証書、届出の印鑑等を紛失した場合でも、預金者ご本人の確認を前提に預金の払い戻しを行うことや、定期預金等の期日前払い戻し等についても、個々の事情に応じて対応すること、②被災された個人、法人のお客様からの新規融資や既存借入の返済等に関するご相談についても柔軟に対応すること、③休日営業等について積極的に取り組むとともに、店舗の営業状況等についても、速やかに店頭掲示、インターネット等の手段を通じて告示することなどをはじめ、必要な金融上の措置を講じ、被災地域における銀行取引の円滑化に万全を期すよう、会員行に対して、要請内容の周知徹底を行いました。

今後、金融庁、日本銀行からの要請も踏まえ、被災地域における金融および経済の安定を維持すべく、会員行が一丸となり、全力で対応を図ってまいります。

一日も早い被災地の復旧を心よりお祈り申し上げます。

以 上